

建築物移動等円滑化基準適合確認票

不特定かつ多数、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定施設等

※欄は記載しないでください。

建築主等	社名及び氏名:					
	住 所:					
建築物の概要	地名地番:					
	階 数:地上 階,地下 階					
	敷地面積: m ² 建築面積: m ² 延べ面積: m ²					
	主要用途:					
整 備 内 容				チェック	備考	※判定
1 廊下等(施行令第11条)						
有	① 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料			適	不適	
	② 階段又は傾斜路の有無			有 ↓	無 →	
	階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック(点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。以下同じ。)の敷設			有 →	無 ↓	
	無 告示の適用(勾配1/20以下、高さ16cm以下かつ勾配1/12以下、自動車駐車場)			適	不適	第1497号第1
2 階段(施行令第12条)						
	① 手すりの設置(踊場を除く)			有	無	
	② 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料			適	不適	
	③ 段の容易な識別(踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいもの)			適	不適	
	④ つまづきにくい構造(段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造)			適	不適	
	⑤ 点状ブロックの敷設(段がある部分の上端に近接する踊場の部分のみ)			有 →	無 ↓	
	無 告示の適用(自動車駐車場、連続した手すりの設置)			適	不適	第1497号第2
	⑥ 主たる階段は回り階段でないこと			適	不適	
	不適 空間確保困難			Yes	No	
3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(施行令第13条)						
	① 手すりの設置(勾配が1/12以下、かつ高さが16cm以下の傾斜路は除く)			有	無	
	② 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料			適	不適	
	③ 存在の容易な識別(その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいもの)			適	不適	
	④ 点状ブロックの敷設(傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分のみ)			有 →	無 ↓	
	無 告示の適用(勾配1/20以下、高さ16cm以下かつ勾配1/12以下、自動車駐車場、連続した手すりの設置)			適	不適	第1497号第3
4 便所(施行令第14条)						
	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上を以下に掲げるものとする					-
(1)	① 車いす使用者用便所の設置(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)			有 ↓	無 →	
	国土交通大臣が定める構造(腰掛け便座及び手すりの設置&十分な空間の確保)			適	不適	第1496号
	② 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便所を1以上設置			有	無	
(2)	床置き式の小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)その他これらに類するものの設置			有	無	
5 ホテル又は旅館の居室(施行令第15条)						
(1)	車いす使用者が円滑に利用できる客室を1以上設置(客室の総数が50以上の場合)			有	無	
	① 車いす使用者客室内の便所の設置 (当該客室が設けられている階に車いす使用者用便房が設けられている場合は適用外)			有	適用外	
	a 便所内に車いす使用者用便房の設置			有	無	
	b 車いす使用者用便房及び便房が設けられている便所の出入口の構造					-
	幅は80cm以上			適	不適	
	戸を設ける場合には、自動開閉又は容易に開閉でき、かつ、その前後に高低差がないこと。			適	不適	
(2)	② 車いす使用者客室内の浴室又はシャワー室の設置 (当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が1以上設けられている場合は適用外)			有	適用外	
	a 車いす使用者が円滑に利用できる構造					第1495号
	浴槽、シャワー、手摺り等が適切に設置されていること			適	不適	
	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること			適	不適	
	b 出入口の構造が(2)①bの構造であること			適	不適	
6 敷地内の通路(施行令第16条)						
	① 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料			適	不適	

整備内容		チェック	備考	※判定	
有	② 段の有無	有 ↓ 無 →			
	イ 手すりの設置	有 無			
	ロ 段の容易な識別(踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいもの)	適 不適			
	ハ つまづきにくい構造(段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造)	適 不適			
有	③ 傾斜路の有無	有 ↓ 無 →			
	イ 手すりの設置(勾配1/20以下の傾斜、又は勾配1/12以下、かつ高さが16cm以下の傾斜を除く)	有 無			
	ロ 存在の容易な識別(その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと)	適 不適			
7 駐車場(施行令第17条)					
(1)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設の1以上の設置	有 ↓ 無			
(2)	① 幅は350cm以上	適 不適			
	② 「8 利用円滑化経路(1)③」に定める経路の長さができるだけ短くなる位置への設置	適 不適			
8 利用円滑化経路(施行令第18条)					
(1)	① 道等から利用居室までの経路の設置 利用居室は直上階のみ又は直下階のみに存在	有 → 無 ↓ Yes No			
	② 車いす使用者用便房から利用居室(又は道等)までの経路の設置 (車いす使用者便房が車いす使用者客室に設けられる場合を除く)	有 無			
	③ 車いす使用者用駐車施設から利用居室(又は道等)までの経路の設置	有 無			
	④ 一方側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路の設置 (当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る)	有 無			
有	① 段又は階段の有無 傾斜路又は昇降機を併設	有 ↓ 無 → 有 無			
	②	イ 出入口の幅は80cm以上	有 無		
		ロ 戸の有無 有 自動開閉又は容易に開閉でき、かつ、その前後に高低差がないこと。	有 ↓ 無 → 適 不適		
	③	廊下等(「1 廊下等」の基準を満足し、かつ以下の基準を満足すること)			—
		イ 幅は120cm以上	適 不適		
		ロ 車いすの転回に支障のないスペースの確保(50m以内ごと)	適 不適		
	④	傾斜路の有無(「3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」の基準を満足し、かつ以下の基準を満足すること)	有 ↓ 無 →		
		イ 傾斜路の幅は120cm以上(階段に併設する場合90cm以上)	適 不適		
		ロ 傾斜路の勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合1/8以下)	適 不適		
	有	⑤	ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置(高さ75cmを越える場合のみ)	適 不適	
			エレベーター及びその乗降ロビー(⑥に規定するものを除く)の有無	有 ↓ 無 →	
		⑥	イ かがは利用居室、車いす使用者用便房等のある階及び地上階に停止	適 不適	
ロ かが及び昇降路の出入口の幅は80cm以上			適 不適		
ハ かがの奥行きは135cm以上			適 不適		
ニ 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上			適 不適		
ホ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置			適 不適		
ヘ かが内に停止する予定の階及びかがの現在位置の表示			適 不適		
ト 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向の表示			適 不適		
チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積2000㎡以上の建築物のみ)の利用円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるものの他、次に掲げるもの					—
有	リ	(1) かがの幅は140cm以上	適 不適		
		(2) かがは車いすの転回に支障がないこと	適 不適		
		告示の適用(自動車駐車場)	有 → 無 ↓	第1494号	
無	(1) かが内にかごの到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置等の措置	適 不適			
		(2) かが内及び乗降ロビーの制御装置に点字、又は文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するものによる表示	適 不適	第1493号	
		(3) かが内及び乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を音声により知らせる装置	適 不適		
a	⑥ 次の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の有無	有 ↓ 無 →		第1492号第1	
		昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、定格速度が15m/m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下	有 ↓ 無 →		

整備内容		チェック	備考	※判定
有	b 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時に、階段の定格速度を30m/m以下とし、かつ2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	有 ↓ 無 →		
	車いす使用者が円滑に利用することができるものとして以下の基準を満足するもの		第1492号第2	—
	aのエレベーターにあつては次の基準			—
	H12告示第1413号第1第7号に規定するものとする	適 不適		
	かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること	適 不適		
	かごは車いすの転回に支障がないこと	適 不適		
	bのエスカレーターにあつては、H12告示第1417号第1ただし書きに規定するものとする	適 不適		
	⑦ 敷地内の通路(「6 敷地内の通路」の基準を満足し、かつ以下の基準を満足すること)	有 ↓ 無 →		
	イ 幅は120cm以上	適 不適		
	ロ 車いすの転回に支障のないスペースの確保(50m以内ごと)	適 不適		
ハ 戸の有無	有 ↓ 無 →			
有 自動開閉又は容易に開閉でき、かつ、その前後に高低差がないこと。	適 不適			
ニ 傾斜路の有無(勾配が1/20を越えるものに限る)	有 ↓ 無 →			
(1) 幅は120cm以上(階段に併設する場合90cm以上)	適 不適			
(2) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)	適 不適			
(3) 高さ75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	適 不適			
(3) 敷地の特殊性により⑦の基準を満足することが困難な場合、「当該建築物の車寄せ」の読替の有無	有 無			
9 標識(施行令第19条)				
	移動等円滑化経路のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれの表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置への設置	有 無	省令113号	
	標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(JIS Z 8210に定められているときは、これに適合するもの)	適 無	省令113号	
10 案内設備(施行令第20条)				
(1)	案内設備の有無(移動等円滑化経路の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示したもの。ただし、これらの配置を容易に視認できる場合を除く)	有 無		
(2)	点字、文字等の浮き彫り、音による案内、又はこれらに類するものによる案内設備の有無	有 無	第1491号	
(3)	案内所の設置有無(有る場合は(1)、(2)は適用外)	有 無 ↑		
11 案内設備までの経路(施行令第21条)				
(1)	道等から「10 案内設備(2)の案内設備又は(3)までの案内所」までの経路で、そのうち1以上を視覚障害者移動等円滑化経路の設置	有 → 無 ↓		
無	道等から案内設備までの経路が自動車駐車場	適 不適	第1497号第4	
	建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が「11 案内設備までの経路」(2)の基準に適合するもの	適 不適	第1497号第4	
(2)	視覚障害者移動等経路の基準			—
①	視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいにしにより容易に識別できるもの)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置。(進行方向を変更する必要のない風除室内は除く)	適 不適		
②	次に掲げる部分に点状ブロック等の敷設	有 → 無 ↓		
	車路に近接する部分	適 不適		
	段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(ただし、勾配1/20以下の傾斜、高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜、自動車駐車場、段がある部分若しくは傾斜路がある部分と連続して手摺りを設ける踊場等の部分は除く)	適 不適	第1497号第5	

※増築等に関する適用範囲

増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。(以下「増築等」という。))をする場合は、上表の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。

1. 当該増築等に係る部分
2. 道等から増築等に係る部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
3. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場所
4. 増築等に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便所(3に掲げる便所に設けられるものに限る)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
5. 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
6. 車いす使用者用駐車施設(5に掲げる駐車場に設けられるものに限る)から増築等に係る部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路